

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

4-1 市街地の整備改善の必要性

<現状分析>

中心市街地は、大火復興土地区画整理事業以降の長期的・継続的に行われてきた官民の投資により整備された社会資本が集積し、飯田市及び飯田下伊那の中心としての役割を果たしている。特に、飯田市のまちづくりの原点となっているりんご並木や裏界線をはじめ、近年実施された住宅を含めた都市サービス機能を複合的に組み込んだ市街地再開発等の都市基盤整備は、長い年月をかけ、多くの住民・市民の参画を実現するとともに、住む人、来る人を増やすなど中心市街地の活性化に寄与してきた。

加えて、環境文化都市として環境問題への取り組みを積極的に進めてきた飯田市の中心市街地においては、太陽光市民協働発電事業や商店街における ESCO 事業の拡大、外断熱工法の採用や太陽光ソーラーによる給湯・冷暖房設備を備えた集合住宅の建設など、環境配慮型都市づくりを官民協働で進めてきた。

しかし、その一方で、老朽化し耐震対策の必要がある市本庁舎や商工会館（高速バスターミナル）の建替え、大規模遊休業務施設や未利用地の利活用、歴史的建造物の活用やまちなみの整備、商店街の衰退や駐車場不足への対応などの課題が存在する。また、飯田市立動物園とそれに続く四季の広場を含む扇町公園やりんご並木、桜並木、そして中央公園といった緑地帯は、まちに潤いを与える貴重なエリアであり、さらなる活用や機能強化によるまちの回遊性向上に向けた取り組みが必要となっている。

<事業の必要性>

上記の現状を踏まえ、「市街地の整備改善」として次のような事業が必要とされる。

- ・「地域固有の価値の創造」を実現するための無電柱化、歴史的なまちなみや御用水の再生といった景観形成の推進、中央公園・扇町公園や桜並木の再整備等
- ・「複合的視点での事業実施」や「人の暮らしにあった効率よい機能再編」を実現するための公共・公益施設整備事業等
- ・「さらなる市民の力の集約集中化」を実現するためのコミュニティ空間整備、裏界線活用・整備等
- ・「アクセスしやすい都市交通基盤整備」を実現するための歩道・道路整備や拠点型駐車場整備、駅周辺及び駅前ストリート整備事業等
- ・こうした事業を実施する上での持続可能を意識した、環境配慮型まちづくりの推進

<フォローアップ>

毎年、事業の進捗状況の把握を行う。

また、個別事業の進捗状況を確認した上で、どの程度中心市街地が活性化してきているか判断し、状況に応じて、事業の促進や見直しなどの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点において再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図る。

4-2 具体的事業の内容

(1) 法に定める特例の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： クオリティ歩道整備事業 ----- 内容： 老朽化した歩道を対象に、歩行者の安全を確保するための機能的で景観に配慮した歩道整備事業 ----- 実施時期： 平成 20 年度から平成 25 年度	飯田市	中心市街地の老朽化した歩道を対象として、誰もが安心して安全に歩けることができ、且つまちなみの調和に配慮した歩道整備を行うことは、中心市街地活性化の目標である「環境に配慮し、安心安全な暮らしの実現」の実現を図るために、必要な事業である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） ----- 実施時期： 平成 21 年度から平成 25 年度	

<p>事業名： 中央公園の再生・整備事業</p>	<p>飯田市</p>	<p>中央公園に隣接する2本の都市計画街路谷川1号線と谷川2号線の改良を併せて計画・整備し羽場大瀬木線及び大門今宮線を経由する中心市街地への主要導線としての機能改善を図ると同時に、まちなかでの憩いや集客交流の空間づくりを図り、快適かつ潤いある環境整備を促進するとともに、老朽化した市民プール等施設周辺の整備を行うことで、駅周辺やりんご並木・動物園、再開発エリア等主要拠点とつながる回遊性を創出し、「人々の交流によるにぎわいの回復」の実現に寄与する。さらに、CO2 削減のモデル都市を目指して、谷川等の水の流れを活用した新たな省エネルギー事業の検討を実施することは、中心市街地活性化の目標である「環境に配慮し、安心安全な暮らしの実現」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画)</p>	
<p>内容： 中央公園及びその周辺の整備によるまちなかでの憩いや集客交流の空間づくり事業</p>			<p>実施時期： 平成 22 年度から平成 25 年度</p>	
<p>実施時期： 平成 21 年度から平成 25 年度</p>				
<p>事業名： 裏界線活用・整備事業</p>	<p>飯田市、まちづくり委員会等</p>	<p>裏界線の入口整備や路面整備により、潤いある景観の形成を実施するほか、歩行者が安心して安全に歩行でき、且つポケットパークの設置や愛称募集等によって裏界線(路地)に対する愛着を高めることで楽しい歩行者空間の創出を図ることは、「人々の交流によるにぎわいの回復」を目標とする、中心市街地の活性化に必要な事業である。さらに、裏界線の本質的な機能である防災用通路としてもその機能強化により「環境に配慮し、安心安全な暮らしの実現」の実現に寄与する。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画)</p>	
<p>内容： 裏界線及び周辺における路面整備・緑化による高質空間の形成及び各裏界線の愛称募集等活用事業</p>			<p>実施時期： 平成 21 年度から平成 24 年度</p>	
<p>実施時期： 平成 21 年度から平成 24 年度</p>				

事業名： 扇町公園整備事業	飯田市	飯田市立動物園の老朽化に伴い、動物を主体としつつ、公園・商業の場等様々な顔を持つ施設としてリニューアルするほか、コミュニティ・ガーデン、四季の広場など扇町公園の施設を活用・更新することは、中心市街地活性化の目標である「人々の交流によるにぎわいの回復」の実現を図るために、必要な事業である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）
内容： 動物園・四季の広場など扇町公園施設等を整備し、りんご並木との一体化を図るための整備事業			実施時期： 平成 21 年度から平成 25 年度
実施時期： 平成 21 年度から平成 25 年度			
事業名： 観光案内サイン整備事業	飯田市	外国人も含めた観光客の回遊性を創出するために、来街者が見て分かりやすい観光案内サイン設置し、中心市街地に点在する公共施設、駐車場や観光資源をネットワーク化することは、中心市街地活性化の目標である「人々の交流によるにぎわいの回復」の実現を図るために、必要な事業である。	支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）
内容： 観光案内サイン設置を行い、回遊性向上を図るための環境整備事業			実施時期： 平成 22 年度から平成 23 年度
実施時期： 平成 21 年度から平成 23 年度			

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置
該当なし

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 景観形成推進事業</p> <hr/> <p>内容： 中心市街地に保存継承される個性的で魅力ある景観をさらに美しく風格ある景観にしていくための景観計画の策定等推進事業</p> <hr/> <p>実施時期： 平成 20 年度から平成 25 年度</p>	<p>飯田市</p>	<p>中心市街地に保存・継承される良好な景観をさらに美しく風格ある景観へと、景観形成を市民との協働により推進し、景観の魅力と個性を伸張するため、「地域景観計画」や「地域緑の計画」を市民と協働で策定することによって定められた方針に沿って、景観育成特定地区の指定や住民協定締結へ向けた支援を行うことは、中心市街地活性化の目標である「人々の交流によるにぎわいの回復」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 実施時期：</p>	
<p>事業名： 歩行者優先道路整備事業</p> <hr/> <p>内容： まちのシンボルであるりんご並木、桜並木等における歩行者優先道路化整備事業</p> <hr/> <p>実施時期： 平成 20 年度から平成 25 年度</p>	<p>飯田市</p>	<p>まちのシンボルであるりんご並木、桜並木等を対象として、歩行者優先道路整備(規制等を含む)を行い、来街者や市民が安全に安心して歩いて楽しめる環境を整備することは、中心市街地活性化の目標である「人々の交流によるにぎわいの回復」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 実施時期：</p>	

<p>事業名： 拠点型駐車場整備事業</p>	<p>飯田市</p>	<p>活性化が図られてきた中心部での駐車場不足の解消のため、まちなかの拠点に駐車場の整備を行うことは、中心市街地活性化の目標である「人々の交流によるにぎわいの回復」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p>	
<p>内容： 中心市街地に外から集まりやすく、歩いて楽しむ街づくりのための拠点型駐車場の整備に向けた調査・計画</p>			<p>実施時期：</p>	
<p>実施時期： 平成 20 年度から平成 25 年度</p>				
<p>事業名： 中心市街地無電柱化事業</p>	<p>飯田市</p>	<p>中心市街地の主要エリアを中心に段階的に無電柱化を実施していくために、事業箇所・順位までを含めた整備計画を策定し事業を推進していくことは、中心市街地活性化の目標である「人々の交流によるにぎわいの回復」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p>	
<p>内容： 中心市街地における電柱地中化計画策定及び段階的な整備事業</p>			<p>実施時期：</p>	
<p>実施時期： 平成 20 年度から平成 24 年度</p>				

<p>事業名： 御用水再生事業</p>	<p>飯田市</p>	<p>江戸時代に飯田城内へ引き入れるために築造された用水であり、現在、りんご並木など中心市街地に潤いを与える貴重な水源となっている「御用水」上流部の水路整備を行い安定した水量の確保を図ることは、中心市街地活性化の目標である「環境に配慮し、安心安全な暮らしの実現」の実現を図るために、必要な事業である。さらに、CO2削減のモデル都市を目指して、水の流れを活用した新たな省エネルギー事業の研究・検討を実施し、まちの魅力を高め、まちなか居住の促進に寄与する。</p>	<p>支援措置の内容： 実施時期：</p>	
<p>内容： 江戸時代から継承される水路である「御用水」からの安定した水量確保を図るための整備事業</p>				
<p>実施時期： 平成 20 年度から平成 24 年度</p>				
<p>事業名： コミュニティ空間整備事業</p>	<p>飯田市</p>	<p>裏界線やその周辺及び街角の空地等を活用して、歩いて楽しい歩道（コミュニティ歩道）やまちに潤いを与える小公園（ポケットパーク、コミュニティガーデン）を景観形成推進事業と連携し、整備することは、中心市街地活性化の目標である「人々の交流によるにぎわいの回復」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 実施時期：</p>	
<p>内容： コミュニティ道路やガーデン、ポケットパーク等コミュニティ空間の整備事業</p>				
<p>実施時期： 平成 22 年度から平成 24 年度</p>				

<p>事業名: 扇町公園整備事業(再掲)</p> <p>内容: 動物園・四季の広場など扇町公園施設等を整備し、りんご並木との一体化を図るための整備事業</p> <p>実施時期: 平成 21 年度から平成 25 年度</p>	<p>NPO 伊那谷環境文化ネットワーク</p>	<p>飯田市立動物園の老朽化に伴い、動物を主体としつつ、公園・商業の場等様々な顔を持つ施設としてリニューアルするほか、コミュニティ・ガーデン、四季の広場など扇町公園の施設を活用・更新することは、中心市街地活性化の目標である「人々の交流によるにぎわいの回復」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: 実施時期:</p>
<p>事業名: 市本庁舎整備事業</p> <p>内容: 市民サービスの拠点となる市本庁舎を機能高度化し、複合機能施設として計画・整備</p> <p>実施時期 平成 20 年度から平成 25 年度</p>	<p>飯田市</p>	<p>市民の暮らしを守る防災拠点(建物や設備の高い耐震性と災害発生時における災害対策本部機能等)を確保するため、また、自治基本条例の精神を踏まえ、市民が楽しめる庁舎となるよう、全面的に改築を行い、市民や来訪者の交流の拠点、市民サービス機能を複合的に整備することは、中心市街地活性化の目標である「人々の交流によるにぎわいの回復」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: 実施時期:</p>
<p>事業名: 桜並木整備事業</p> <p>内容: 「桜並木」を市民や来街者が四季を通じて楽しむための整備事業</p> <p>実施時期: 平成 22 年度から平成 25 年度</p>	<p>飯田市</p>	<p>りんご並木から北へ約 700m続く「桜並木」を市民や来街者がゆっくり歩いて観賞できるよう四季を通じて桜並木を楽しめるための整備事業を実施することは、中心市街地活性化の目標である「人々の交流によるにぎわいの回復」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容: 実施時期:</p>

<p>事業名: パーク and パーク整備</p>	<p>飯田市、 公募等による駐 車場 管理者</p>	<p>既存駐車場、空きスペース等への植 樹等の緑化により、まちなみや環境に 配慮した空間整備を行い、点在する施 設や空間を緑化、更には、裏界線やポ ケットパークとのネットワーク化を図るこ とは、中心市街地活性化の目標である 「人々の交流によるにぎわいの回復」 の実現を図るために、必要な事業であ る。</p>	<p>支援措置の内 容:</p>	
<p>内容: 景観・環境に配慮した まちなか駐車場の緑 化整備</p>			<p>実施時期:</p>	
<p>実施時期: 平成 20 年度から平成 24 年度</p>				
<p>事業名: 仲ノ町まちなみ環境 整備事業</p>	<p>まちづくり 委員会 飯田市</p>	<p>大火前の飯田の歴史的建物等が多 く残る仲ノ町において、歴史的建造物 の保存、土塀等の修理、看板整備な ど、地域住民参加によるまちなみづく りを実施し、景観整備や民間建物の修 理修景を行ない、歴史的まちなみを保 存・継承することは、中心市街地活 性化の目標である「人々の交流による にぎわいの回復」の実現を図るため に、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内 容:</p>	
<p>内容: 歴史的建物等が多 く残る仲ノ町の建物の 保存、修理修景等 によるまちなみ形成事 業</p>			<p>実施時期:</p>	
<p>実施時期: 平成 20 年度から平成 25 年度</p>				

<p>事業名： 駅周辺及び駅前スト ーットの整備事業</p>	<p>飯田市、 飯田観光 協会、 JR東海、</p>	<p>飯田駅周辺及び駅前ストリートにお いて、観光情報案内所、案内看板、休 憩所等の観光関連施設、店舗などの 誘客施設、駐車場、駐輪場、トイレ等の 公益施設を整備することにより、鉄道 利用の利便性が高まり、マイカー、バ ス、その他の交通手段の有機的なネッ トワークが形成され、都市サービス機 能の充実が図られることや、交通の結 節点である飯田駅がまちなか観光の誘 客拠点として機能充実が図られること は、中心市街地活性化の目標である 「人々の交流によるにぎわいの回復」 の実現を図るために、必要な事業であ る。</p>	<p>支援措置の内 容：</p>	
<p>内容： 交通の結節点であ る飯田駅における都 市サービス機能の充 実を図るため、駅周辺 及び駅前ストリート の観光情報案内所、店 舗等誘客施設、駐車 場、駐輪場、トイレ等 を総合的に整備する 事業</p>			<p>実施時期：</p>	
<p>実施時期： 平成20年度から平成 25年度</p>				
<p>事業名： 愛宕蔵改修活用事業</p>	<p>飯田市</p>	<p>歴史的建造物である愛宕蔵を、市民 の財産として良好な状態で保存し、収 蔵スペースとして利用するとともに、愛 宕神社、扇町公園、松川との導線を活 かしたまちづくり、芸術文化など様々な イベント等に活用できるよう施設整備改 修し、また、隣接する空気を駐車場とし て整備することは、中心市街地活性化 の目標である「人々の交流によるにぎ わいの回復」の実現を図るために、必 要な事業である。</p>	<p>支援措置の内 容：</p>	
<p>内容： 愛宕神社、扇町公 園、松川との導線を活 かした文化交流施設 の整備、保存、活用 のための改修及び駐 車場、周辺道路整備 事業</p>			<p>実施時期：</p>	
<p>実施時期： 平成23年度から</p>				

<p>事業名： 路上パーキング機能を活用した活性化事業</p>	<p>飯田商工会議所</p>	<p>新たに設置される路上パーキング・ベルトの活用を商栄会等地域住民組織で行うことで、外から中心市街地へのアクセスの利便性向上を図り、合わせて車を移動させずに店舗を巡ることを促進させるための「まちなかウォークポイント」等周辺のにぎわい創出に貢献するようなキャンペーン活動を実施することは、中心市街地活性化の目標である「人々の交流によるにぎわいの回復」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p>	
<p>内容： 中心市街地に外から集まりやすく、歩いて楽しむまちづくりのため、また、商栄会等が商業的・文化的活動を行うため、さらにはりんご並木等における賑わいづくりのための路上パーキング・ベルトの活用</p>			<p>実施時期：</p>	
<p>実施時期： 平成 20 年度から</p>				

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

5-1 都市福利施設の整備の必要性

〈現状分析〉

飯田市中心市街地においては、これまで進められてきた市街地再開発事業等により、いくつかの都市福利施設が導入されてきた。まず、平成13年に完成した「橋南第一地区第一種市街地再開発事業：トップヒルズ本町」においては、福祉事務所を中心とする福祉行政部門の一部と会議室、市民サロン、子どもサロン等を「りんご庁舎」として整備した。また、敷地内の従前の蔵を曳き屋して残し、幼児サロンとして位置づけ、子育て支援グループの活動の場として活用されている。また、平成18年秋に完成した「橋南第二地区第一種市街地再開発事業：トップヒルズ第二」においては、飯田市の人形劇の歴史と文化を象徴する文化芸術の交流の場、情報発信の拠点である地域人形劇センター（川本人形美術館）を整備した。平成19年秋に完成した「優良建築物等整備事業：銀座堀端ビル」においては、民間による再開発事業として、高齢者コミュニティ施設や高齢者専用賃貸住宅が整備されている。

また、株式会社飯田まちづくりカンパニーにおいては、まちなか高齢者住宅「アシストホーム・りんご」を整備し、高齢者のまちなか定住を進める先導的な事業として、銀座堀端ビルの高齢者専用賃貸住宅と併せ、新たな取り組みが期待される場所である。

こうした取り組みの一方で、少子化、高齢化、人口減少は確実に進行しており、医療費用や介護費用の増大が地方財政を圧迫することが想定されるなか、社会福祉政策の方向性は「介護」から「予防」、「健康」、「コミュニティ」といった視点への転換が求められる。また、長寿時代を迎え、市民もそのサービス提供を求めはじめており、高齢者の介護予防、健康づくり、生きがい創出や子育て支援を、多様な民間の知恵と経験を融合させた取り組みが必要とされている。

〈事業の必要性〉

上記の現状を踏まえ、「都市福利施設の整備」として次のような事業が必要とされる。

- ・「複合的視点での事業実施」や「人の暮らしにあった効率よい機能再編」を実現するための子育て・子どもサロン、お年寄りサロン機能強化、健康・福祉拠点の整備事業や高齢者等の生活をサポートするサービスの提供等
- ・「さらなる市民の力の集約集中化」を実現するためのコミュニティ形成・公共施設機能強化、生涯学習センターの設置・運営、人材育成事業等

<フォローアップ>

毎年、事業の進捗状況の把握を行う。

また、個別事業の進捗状況を確認した上で、どの程度中心市街地が活性化してきているか判断し、状況に応じて、事業の促進や見直しなどの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点において再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図る。

5-2 具体的事業の内容

(1) 法に定める特例の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 市本庁舎への民間事業等の複合化事業</p> <p>内容： 市役所本庁舎改築にあたり、市民が親しめる要素を持ち備えた複合化施設を目指す</p> <p>実施時期： 平成19年度から平成24年度</p>	<p>飯田市、 飯田市中心市街地活性化協会</p>	<p>耐震対策の必要性から全面的な建て替えを実施する市本庁舎について、市民の利用率が高く、市民、来街者の集客・交流の拠点として、先行的モデルでもあるトップヒルズ本町(りんご庁舎)の沙龙的な要素を持ち備えた市民が親しめる庁舎として、多目的ホールや会議室などの公益施設等を含めた複合化施設の提案をするとともに、実施に向けた取組みを行うことは、中心市街地活性化の目標である「人々の交流によるにぎわいの回復」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)</p> <p>実施時期： 平成19年度</p>	

<p>事業名： 大型空ビル活用対策事業</p>	飯田市	<p>大型空ビルの改修支援や整備活用、駐車場の整備、市民交流サロンや会議室などの公益施設を含めた都市福利施設、業務施設等の複合化により、業務機能再生や集客、交流機能及び都市福利機能を促進する拠点整備を行うことは、中心市街地活性化の目標である「人々の交流によるにぎわいの回復」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）</p>
<p>内容： 大型空ビル改修支援、業務施設、公共公益施設、都市福利施設の複合化、駐車場の整備</p>			<p>実施時期： 平成 19 年度</p>
<p>実施時期： 平成 19 年度から平成 24 年度</p>			
<p>事業名： 旧飯田測候所活用事業</p>	飯田市	<p>旧測候所は、歴史的・文化的にも貴重な財産であることから、建築当時の外観を復元しつつ、飯田の歴史・文化の研究・情報発信、及び集会室等の設置によるコミュニティ活動の拠点化を図ることは、中心市街地活性化の目標である「人々の交流によるにぎわいの回復」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p>
<p>内容： 飯田の歴史文化の研究・情報発信及びコミュニティ活動の拠点として活用</p>			<p>実施時期： 平成 22 年度～平成 25 年度</p>
<p>実施時期： 平成 21 年度から平成 25 年度</p>			

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置
該当なし

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 子育て・子どもサロン等の拠点整備事業</p> <p>内容： 子育て支援の中核をなす拠点センターの設置計画及び整備推進</p> <p>実施時期： 平成 20 年度から平成 25 年度</p>	<p>飯田市</p>	<p>飯田市次世代育成行動計画に基づき、現行のおしゃべりサラダ等での活動を分析し市民ニーズを把握し、公民館活動との連携の可能性を探りつつ、ライフスタイルに合わせた子育て環境の充実を図るべく、子育て支援の中核的拠点センターを整備することは、中心市街地活性化の目標である「環境に配慮し、安心安全な暮らしの実現」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 実施時期：</p>	
<p>事業名： お年寄りサロン等の機能強化事業</p> <p>内容： お年寄りの活動及び健康事業等の拠点となるサロンの機能強化</p> <p>実施時期： 平成 20 年度から平成 24 年度</p>	<p>飯田市</p>	<p>突出して高齢化率が高い中心市街地において、高齢者が健康で、生きがいをもって生活できるよう、公民館活動や民間事業等との連携を強化し、高齢者の健康面や生活面での支援を充実していくため、空き店舗等をサロンとして活用し、高齢者福祉の充実を図ることは、中心市街地活性化の目標である「環境に配慮し、安心安全な暮らしの実現」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 実施時期：</p>	

<p>事業名： コミュニティ形成・公共施設機能強化事業</p>	<p>飯田市</p>	<p>地域の価値と独自性に誇りを持つ人を育む「地育力」の向上及び少子化、高齢化の急速な進行に対応したコミュニティ形成の促進のため、地域の福祉、文化、コミュニティの再構築に向けた取り組み等を行える空間として、公民館、りんご庁舎などの公共施設で人々が集い協働で暮らし(広い意味での福祉)の課題を学ぶコミュニティ講座等を実施し、市民の文化的な満足を高めることにより、公共施設の機能的、施設的な強化を図ることは、中心市街地活性化の目標である「環境に配慮し、安心安全な暮らしの実現」を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p>	
<p>内容： 地域の福祉、文化、コミュニティの再構築に向けた取り組み等を行える空間として、図書館で読書を通して個の力を高め、公民館及びりんご庁舎で人々が集い協働で暮らし(広い意味での福祉)の課題を学ぶコミュニティ講座等を実施し、市民の文化的な満足を高めることにより、公共施設の機能的、施設的な強化を図る</p>			<p>実施時期：</p>	
<p>実施時期： 平成 20 年度から平成 25 年度</p>				
<p>事業名： 生涯学習センターの設置・運営事業</p>	<p>飯田市</p>	<p>地域全体を学びのフィールド(地域まるごと博物館)ととらえる中で、地域特有の歴史と文化を兼ね備えた中心市街地を研究活動の拠点として橋北・橋南公民館、飯田市公民館に「生涯学習センター」を設置・運営し、各種講座等を展開することは、多世代間の交流やコミュニティの強化つながるため、中心市街地活性化の目標である「環境に配慮し、安心安全な暮らしの実現」に向けた必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p>	
<p>内容： 公民館への「生涯学習センター」の設置・運営事業</p>			<p>実施時期：</p>	
<p>実施時期： 平成 21 年度から平成 24 年度</p>				

<p>事業名： 市民パワーによる人材育成・拠点整備事業</p>	<p>NPO 法人 いいだ応援 ネットイデア</p>	<p>特殊な技術者の招聘等による技術伝承、市民に蓄積されたノウハウを生かし、人材育成・次世代育成を実施する拠点を整備し、人材バンク機能等を整備するとともに、それを起業やコミュニティビジネスに繋げることは、中心市街地活性化の目標である「環境に配慮し、安心安全な暮らしの実現」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p>	
<p>内容： 次世代育成拠点整備及び空ビル活用高齢者起業コミュニティビジネス等の実施</p>			<p>実施時期：</p>	
<p>実施時期： 平成 20 年度から平成 25 年度</p>				
<p>事業名： まちなか健康福祉拠点整備事業</p>	<p>飯田市</p>	<p>高齢化が進展する中心市街地において、市民の健康寿命延伸のため、銀座堀端ビルを拠点として、地域に居住する高齢者の生活支援施策、地域住民の健康支援事業、地域住民の健康・福祉データバンク機能、子育て支援のための活動拠点整備を行うことは、中心市街地活性化の目標である「環境に配慮し、安心安全な暮らしの実現」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容：</p>	
<p>内容： 健康の駅構想とともに、市民の健康寿命延伸のため、地域に居住する高齢者の生活支援施策、地域住民の健康支援事業、地域住民の健康・福祉データバンク機能、子育て支援のための活動拠点整備事業</p>			<p>実施時期：</p>	
<p>実施時期： 平成 21 年度</p>				

<p>事業名： 高齢者生活サポート 隊活動事業</p>	<p>高齢者生活サポート 隊（飯田市に拠点を置く自転車チーム等及び商店街、関係事業者）</p>	<p>高齢者の生活サポートとして、飯田市に拠点を置く自転車チーム等や商店街、関係事業者と共同で、高齢者世帯への商品宅配サービスや軽作業サービスを請負事業として展開し、する「サポート隊」を当地域独自の多様な担い手で組織し、具体的な生活支援を図るとともに、銀座堀端ビル2階での心と体の健康づくりのため、筋力トレーニングの専門家、カルチャーの指導員等の養成を行うことは、中心市街地活性化の目標である「環境に配慮し、安心安全な暮らしの実現」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容</p>	
<p>内容： 高齢者等の自転車による移送、高齢者世帯への商品宅配事業、高齢者健康づくり等、高齢者生活支援事業</p>			<p>実施時期：</p>	
<p>実施時期： 平成21年度から平成24年</p>				

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

6-1 まちなか居住の推進の必要性

<現状分析>

中心市街地を構成する橋南、橋北、東野の3地区の人口、世帯数は、平成18年で10,239人、4,318世帯となっている。平成7年から平成18年における人口の推移を見ると、人口は1,929人、約16%減少している。

飯田市中心市街地では、これまで進められてきた市街地再開発事業等により民間事業者による住宅供給が行われてきた。平成13年に完成した「橋南第一地区第一種市街地再開発事業：トップヒルズ本町」においては、生活者の暮らしをサポートする公共・公益機能を併せ持つ42戸の住宅が整備され、平成18年秋完成の「橋南第二地区第一種市街地再開発事業：トップヒルズ第二」、平成19年秋完成の「優良建築物等整備事業：銀座堀端ビル」においても合計42戸の住宅が整備され、「まちに住む」ことの提案と促進がされてきた。

また、中心市街地における高齢化率は33.7%と飯田市全体の25.8%に比べ高い状況を考慮すると、平成14年に株式会社飯田まちづくりカンパニーにより整備されたまちなかケア付高齢者共同住宅「アシストホーム・りんご（6戸）」は、高齢者に安全・安心な住まいを提供する先導的な事業となった。

一方、市民アンケートからは、全国的な戸建て志向とは逆に、マンション形式の高齢者向け住宅・家族向け住宅といった多様なニーズが伺われることから、今後も「住む人がいるまち、暮らしやすいまち」をまちの基本とし、これまでの成果を継承し、多世代向け住宅、環境共生住宅、高齢者生きがい住宅など、多様な住宅供給を促進する必要がある。

<事業の必要性>

上記の現状を踏まえ、「まちなか居住の推進」として次のような事業が必要とされる。

- ・「複合的視点での事業実施」や「人の暮らしにあった効率よい機能再編」を実現するためのまちなか居住への支援、民間による環境配慮型のまちなか住宅開発事業等

<フォローアップ>

毎年、事業の進捗状況の把握を行う。

また、個別事業の進捗状況を確認した上で、どの程度中心市街地が活性化しているか判断し、状況に応じて、事業の促進や見直しなどの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点において再度進捗調査を行い、中心市街地活性化の効果的な推進を図る。

6-2 具体的事業の内容

(1) 法に定める特例の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置

該当なし

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： まちなか居住促進支援事業</p> <hr/> <p>内容： 民間の住宅供給を促進するための土地・建物(空家)情報や居住者募集のための情報提供、助成策等まちなか居住促進のための支援策を確立する</p> <hr/> <p>実施時期： 平成 20 年度から平成 24 年度</p>	飯田市	民間の住宅供給を促進するための支援策を確立することは、中心市街地活性化の目標である「環境に配慮し、安心安全な暮らしの実現」の実現を図るために、必要な事業である。	<p>支援措置の内容：</p> <hr/> <p>実施時期：</p>	

<p>事業名： まちなか住宅開発事業</p> <p>内容： 環境に配慮した低層を含む集合住宅等優良開発事業</p> <p>実施時期： 平成 20 年度から平成 25 年度</p>	<p>(株)飯田まちづくりカンパニー</p>	<p>環境に配慮した低層を含む集合住宅等優良開発を行うことは、中心市街地活性化の目標である「環境に配慮し、安心安全な暮らしの実現」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 実施時期：</p>
<p>事業名： 子育て・子どもサロン等の拠点整備事業(再掲)</p> <p>内容： 子育て支援の中核をなす拠点センターの設置計画及び整備推進</p> <p>実施時期： 平成 20 年度から平成 25 年度</p>	<p>飯田市</p>	<p>飯田市次世代育成行動計画に基づき、現行のおしゃべりサラダ等での活動を分析し市民ニーズを把握し、公民館活動等との連携の可能性を探りつつ、ライフスタイルに合わせた子育て環境の充実を図るべく、子育て支援の中核的拠点センターを整備することは、中心市街地活性化の目標である「環境に配慮し、安心安全な暮らしの実現」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 実施時期：</p>
<p>事業名： お年寄りサロン等の機能強化事業(再掲)</p> <p>内容： お年寄りの活動及び健康事業等の拠点となるサロンの機能強化</p> <p>実施時期： 平成 20 年度から平成 24 年度</p>	<p>飯田市</p>	<p>突出して高齢化率が高い中心市街地において、高齢者が健康で、生きがいをもって生活できるよう、公民館活動や民間事業等との連携を強化し、高齢者の健康面や生活面での支援を充実していくため、空き店舗等をサロンとして活用し、高齢者福祉の充実を図ることは、中心市街地活性化の目標である「環境に配慮し、安心安全な暮らしの実現」の実現を図るために、必要な事業である。</p>	<p>支援措置の内容： 実施時期：</p>